

令和6年度山形県最上地域お試しU I J ターン旅費支援事業費補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 知事は、最上地域における看護師確保を目的として、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内でインターン等に参加した者に対し補助金を交付する。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) インターン等 最上地域の医療機関及び介護福祉施設等における就業体験を行うことをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれも満たす者とする。

- (1) 以下のいずれかに該当する者であること。
 - ① 山形県外に居住している、看護師又は准看護師の資格を有している者
 - ② 日本国内に居住する者で、看護師等学校養成所に在学する者
(以下、①を「看護師等」、②を「看護学生」という)
- (2) インターン等の実施施設所在地の市町村においても旅費支援を行っており、市町村の旅費支援の対象であること。
- (3) 当年度中に既に本補助金の交付決定を受けている者でないこと。
- (4) インターン等に要した費用について、本補助金以外の補助金や助成金等の交付を受けていない者であること。(ただし、(2)は除く)
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者ではないこと。

(対象経費)

第4条 補助金の対象となる旅費は、看護師等又は看護学生が最上地域のインターン等に参加するために、看護師等又は看護学生の居住地からインターン等実施施設所在地までの往復に要する交通費及び宿泊費のうち、次の各号を合算したものとする。

- (1) インターン等のために、令和6年4月1日から令和7年2月28日までの間に移動し、必要と認められる交通費（別表1及び2のとおり、上限は28,600円とする）。
- (2) インターン等での宿泊に要する経費のうち、インターン等開始日の前日又は当日の

宿泊料金（インターン等が複数の市町村にまたがる場合も前日又は当日の宿泊料金に限る。なお、宿泊費の上限は9,800円とする。）。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、対象経費の1/2（100円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。）又は19,200円のいずれか低い額とする

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、別表第3の左欄に掲げる日に応じ、同表の右欄に掲げる日までに、山形県最上地域お試しU I Jターン旅費支援事業費補助金交付申請書（規則別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- （1）令和6年度山形県最上地域お試しU I Jターン旅費支援事業費補助金事業実績書（様式第1号）
- （2）申請者が支出した経費の領収書の写し、又は支払いを証明できるもの
- （3）口座振替申出書（様式第2号）
- （4）インターンシップ等実施後アンケート（様式第3号）

2 前項の補助金交付申請書は、規則第14条の規定による補助事業実績報告書を兼ねるものとする。

（交付決定の取消し等）

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合には、交付決定を取り消すものとする。

- （1）申請者が第3条に該当しない場合

2 前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第 1

居住地	金額	居住地	金額
青森県	26,100	岩手県	16,900
秋田県	5,200	宮城県	3,900
福島県	9,500	新潟県	14,200
栃木県	22,700	茨城県	20,000
埼玉県	26,600	神奈川県	27,700
千葉県	28,200	東京都	28,500
上記以外 (※)	28,600		

※上限額 28,600 円を上回るため

別表第 2

居住地	金額
村山地区 (山形市、寒河江市、上山市、村山市、天童市、東根市、尾花沢市、 山辺町、中山町、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町)	4,500
最上地区 (新庄市、金山町、最上町、舟形町、真室川町、 大蔵村、鮭川村、戸沢村)	2,100
置賜地区 (米沢市、長井市、南陽市、高島町、川西町、 小国町、白鷹町、飯豊町)	7,900
庄内地区 (鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町、遊佐町)	3,800

別表第 3

移動年月日	申請期限
令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日まで	令和 6 年 7 月 31 日
令和 6 年 7 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日まで	令和 6 年 10 月 31 日
令和 6 年 10 月 1 日から令和 6 年 11 月 30 日まで	令和 6 年 12 月 28 日
令和 6 年 12 月 1 日から令和 7 年 1 月 31 日まで	令和 7 年 2 月 28 日
令和 7 年 2 月 1 日から令和 7 年 2 月 28 日まで	令和 7 年 3 月 15 日